

1. 本体着工寸前のダムがを止めたこと。

他のこれまで止まったダムはすべて計画段階のダムであった。

予算の約3分の2に達する進捗であっても、ダムは止まるのだ、たとえ水没地がダム推進であっても500世帯のうち一世帯を残して、他の全ての世帯が移転を受け入れても受益地が反対であればダムは止まるのだと、世に示しているのである。

2. 利水、治水の受益地での住民と市長、村長、そして知事のダム計画の白紙撤回というスクラム

が出現したこと。 県知事によるダム計画の白紙撤回は現在、県内世論の支持が85%に達している。これは、ダムの受益地とされている地域も踏み込んで調べていけば、実はダムの被害地であること、そしてそのことを粘り強く何回も広く訴えていけばダム反対が受益地の世論となること、その基礎には上流の市房ダムの放流による水害、下流の荒瀬ダムや瀬戸石ダムの堆砂のための水位上昇による水害の経験、及びさまざまな環境悪化による被害の経験が存在する。そして逆に残った清流の価値を鮮烈に押し出すことがまた広範な県内外の世論の支持を受けることを示している。川辺川ダムの地元の関係住民は何も強力な拠り所を持たなかったが故に全国の住民、学者・研究者、弁護士、政治家、メディア等々の応援を求め、受け、全国的な運動となった。

3. 被害地である五木村が当初を除いてこの10数年來、ダム推進であったこと。又新政権となっても

ダム中止の方針に転換できない、このことは数十年もダムに苛まれてきた村においては、衰退からの再建を保障する新たな法律の誕生無くしては再建が不可能であったことを鮮明にした。 だが、新法の制定前においても木頭村においては、ダムを最初に止めた力が村の再建、村興しをも成功させている例は、新法の内容にも生かされるべき価値がある。

4. 法律の規定を生かした運動展開、裁判の取り組みを行なったこと。

水産業協同組合法及び土地改良法に基づく3分の2の同意を盾にした運動展開は川辺川ダム反対運動の顕著な特徴である。 球磨川漁業協同組合は総代会においても、総会においても4割強の反対をもって、国の補償案を否決した。国は伝家の宝刀たる強制収用にかけたが、球磨・人吉の農民・市民は大型の原告団を組織し、控訴審において勝訴し、この判決を確定させた。農水省は直ちに新利水計画を策定して利水裁判の結果生じた瑕疵を補い、もって収用申請の維持を図るべく試みたが、原告団・弁護団の徹底した反撃の前に、新利水計画を策定することができなかつたため、内容的に利水計画を含む国土交通省のダム事業はその計画変更内容を示すことができず、収用委の全員一致の勧告により取下げのやむなきに至った。川辺川ダム計画はダム関係法上、白紙に転落した。

5. 住民は課題と地域の特徴を生かし、多くの会（運動体）をつくりそれらを結合し、千人規模の大集会を繰り返し、大量の署名を繰り返し集め、大規模原告団を組織し、大量の交渉団を繰り返し上京させた。10数年にわたって膨大なエネルギーを川辺川ダムに反対する一点に注ぎ全ての人々・全ての党派の協力と応援を受けるべく努力した。

- 多良木町北部利水を見直す会—川辺川利水訴訟原告団に合流
- 人吉の農業を考える農家と市民の会—川辺川利水訴訟原告団に合流
水害体験者の会（人吉）—健在・発展中
- 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会（熊本）—健在・発展中
美しい球磨川を守る市民の会（八代）—継続・健在
- 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会—水源開発問題全国連絡会に事実上
吸収
- 五木の未来を開く会—消滅
- 上球磨川漁師組合—消滅
- （220人中220人）下球磨・芦北川漁師組合—健在・発展中
川辺川を守りたい女性の会（熊本）—尺鮎トラストの会—継続・発展中
- 川辺川・つんつん椿の会—五木の土地の強制収用を阻止する役割を果たして後自然消滅
- おおくま座—「人吉の住民投票の会」の代表者などを構成員とする会・健在発展中

・ 漁協における補償案の審議・採決など

- ・ 総代会01年2月28日（100名の総代中反対40名）
- ・ 総会 01年11月28日（賛成802、反対620）論陣を張る
- ・ 総代会05年5月 収用委員会が結論出す直前の総代会でダム反対派がダム推進派の
攻勢に耐え3分の1以上（40名余）を死守

・ 利水問題の経緯

- ・ 93年12月 川辺川利水を考える会発足に参加・発言
- ・ 94年2月8日国営土地改良事業変更計画公示
- ・ 94年3月～変更計画への同意の取り消し・撤回運動
- ・ 94年12月21日異議申立て（1144人）
- ・ 95年2月第1回口頭審理～8月第3回口頭審理
- ・ 96年6月26日 利水訴訟提訴（異議申し立て棄却決定取消訴訟）
- ・ 利水訴訟熊本地裁判決、農民側敗訴00年9月8日
- ・ 利水訴訟福岡高裁判決、農民側勝訴00年5月16日—収用委員会に影響
- ・ 利水訴訟福岡高裁判決の勝利が確定00年5月31日
- ・ 新利水協議にて県案を人吉市長が否定後相良村が利水事業から脱退して農水省は撤退

・ 県収用委員会

- ・ 01年12月25日申請受理～05年8月29日の取下げ勧告まで20数回開く。
- ・ 利水裁判勝利まではダム推進側からの攻勢を撥ね返しつつ引き延ばし、利水勝利後は直ちに却下もしくは取下げよ、との攻勢を強める。
- ・ 漁業権（内水面）の収用と五木の土地の収用との2本立てであり、午下が土地、午下が

・川辺川ダム反対運動参加へ

- 92年(平4)頃から長良川・相模川のダム反対運動、横浜・川を考える会などに参加
93年(平5)8月八ッ場ダム集会参加(水源連発起人会となる)9月~12月人吉滞在、手渡す会会議、署名運動や農家廻り、12月の川辺川利水を考える会発足に参加、帰郷・移住を決意、
94年(平6)2月水源連の一員として五十嵐広三建設大臣交渉。3月3日人吉に正式移住

・どんな署名運動に取り組んだか

- ・川辺川ダム建設凍結、計画見直しの全国署名—5万数千筆、うち人吉市のみで1万8千余筆(●内約8000筆)
- ・利水変更計画に対する同意の取消・撤回(数回繰り返す)利水異議申し立て(2週間で1144人●内500人程度?)
- ・利水訴訟原告(3ヶ月で866人+補助参加者=2200人●内800人)対象農家4000戸
- ・熊本地裁敗訴後、福岡高裁への控訴—760人
- ・ダム変更計画に対する異議申し立て—2756名(●内多数)
- ・漁協総会620名の(●うち約240人)
- ・坂本村住民投票の会—1670筆(有権者の約30%)村議会で1票差で否決
- ・人吉住民投票の会—16711筆(有権者30396人)市議会で1票差で否決

・どんな集会に取り組んだか—1000人規模の集会10回近く

- ・94年7月人吉市で水源連と全国集会(700人)
- ・1100人(運動当初、保母武彦、野田知佑、椎名誠、佐高信の論客を迎えて)
- ・700人(ぼってん荒川などを迎えて)・600人(大石武一講演会)
- ・700人、800人の連続集会(国会議員などを迎えて)・600人(宇沢弘文講演会)
- ・1700人(田中長野県知事を迎えて)
- ・2200人(矢上村長ダム反対表明を受けて)
- ・1350人(潮谷前知事、鎌倉氏、矢上氏を迎えて決起集会)

・住民討論集会

- ・01年12月9日第1回(3000人)に登壇(計3回登壇)~03年12月14日第9回—直接会場参加者延べ約15000人
- ・住民と国土交通省と熊本県と共同で森林保水力調査と論議(住民討論集会の延長)

・川辺川ダム中止に向けてどんな会を創っていったか

- ▲球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会—健在・発展中
- 球磨川からすべてのダムを無くして鮎の大群を呼び戻す会—健在・発展中
- ▲川辺川利水を考える会(相良村)—川辺川利水訴訟原告団に合流

漁業権の審理が行なわれた。

- ・ 土地の代理人は弁護士ではなく、わたし達市民が 10 人程で分担などもして行なった。
- ・ 裁判の確定により失われたダムの利水計画を補うべく、行政側はただちに新利水協議を開始したが、たびたび深夜にまで及んだ 78 回に達する協議は原告団・弁護団の頑強な抵抗に合い、遂にまとまることはなかった。
- ・ 収用委は利水訴訟確定後、2 年以上にもわたって農水、国交に対し計画の提示を求め続けたが、国は新計画確定の見通しすら示すことができなかつたため、収用委員会は、計画が提示できないのであれば審議が不可能だとして、全員一致で取下げを勧告し、取下げなければ却下する、とした。国交省は取下げのやむなきに至った。
- ・ 私（原）は、ダムの 2 大目的のひとつである利水計画が裁判確定により、存在しなくなったので、収用を必要とさせる目的が審理の最中に変質し、収用裁決申請時とは異なるものになってしまったので、日本が法治国家である以上、これは審理できるものではないから、却下する他にない、との弁論を張り、収用委員会はながあ〜く待った後ではあったが、これを採用せざるを得なかつた。

	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
署名運動	H6	H7	H8	H9	H10		H11	H12		H15	H16	H17	H18	H19	H20
署名運動	署名運動		ダム審議会 で継続結 論		ダム変 更計画・ 異議申 し立て			討論集会 開始 住民投票 運動・坂 本人吉		討論 集会 12月	森林保水 力調査		相良村 長ダム 反対		村長 市長 知事 ダム 反対
								総代会 総会							
利水を 考 る 会	変更計画 公示		提訴 6月				敗訴 9月 控訴			勝訴 定 5月			相良村 長利水 脱退		利水 事務 所撤 退
							収用申請 12月						取 下 9月		